

# 水戸市バレーボールスポーツ少年団

## 「ジュニアバレーボールクラブ水戸」育成会規約

### 第1条（総則）

本育成母集団は、ジュニアバレーボールクラブ水戸育成会（以下育成会という）と称し、事務所を会長宅に置く。

### 第2条（目的）

育成会は、ジュニアバレーボールクラブ水戸（以下団という）の健全な育成のため、次の活動を行う。

- ①本団活動の目的達成のための育成支援。
- ②本団が参加する交流活動、大会参加への支援。
- ③指導者の資質向上のための援助。
- ④広報活動。
- ⑤会員相互の親睦と体力向上のための活動。
- ⑥その他スポーツ少年団育成に必要な事項。

### 第3条（組織）

育成会は、本団の保護者および本団の目的に賛同する個人、団体をもって組織する。

### 第4条（役員）

育成会に次の役員を置く。

会 長	1 名
副 会 長	1 名
書 記	1 名
会 計	1 名
会計監査	1 名

### 第5条（役員の任務）

- (1)前条の役員は、育成会の互選により選出する。
- (2)会長は、育成会を代表し会務を統括する。
- (3)副会長は、会長を補佐し会長に支障があるときは、その職務を代行する。
- (4)書記は、会長、副会長を含めた役員会を構成し、会務を処理執行する。
- (5)会計は、育成会の会計を処理する。
- (6)会計監査は、育成会の会計を監査する。

### 第6条（役員の任期）

- (1)役員の任期は、1年とする。ただし再任は妨げない。
- (2)補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

### 第7条（総会）

- (1)育成会総会は、育成会員を構成員とし、会長が招集してその運営に当る。
- (2)定期総会は、毎年1回4月に開催し以下の事項について審議決定を行う。

- ①活動報告の承認。
- ②活動計画の審議。
- ③その他重要事項。

#### 第8条（役員会）

役員会は、第4条の役員で構成し、随時開催することができる。

#### 第9条（会計）

- (1)育成会の会計は、育成会員の納める会費、寄付金、その他をもってこれにあてる。
- (2)育成会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

#### 第10条（慶弔）

育成会の会員は、相互に慶弔を表すために規定を別に定める。

#### 第11条（規約の改正及び解散）

本規約の改正及び、育成会の解散は、育成会員の3分の2以上の同意を得ねばならない。

#### （附 則）

本規約は平成11年5月1日より施行する。

平成21年4月19日 一部改正

平成22年4月 1日 一部改正